

**改正**

平成9年3月31日条例第32号

平成25年12月18日条例第103号

令和元年9月3日条例第113号

佐世保市烏帽子岳散策の森条例

(目的及び設置)

**第1条** 森林に親しみ、森林の恵みを体験できる場を市民に提供し、市民の健康増進及び森林・林業の啓蒙・普及に資するため、佐世保市烏帽子岳散策の森（以下「散策の森」という。）を佐世保市烏帽子町に設置する。

(施設)

**第2条** 散策の森に次に掲げる施設を置く。

- (1) 森林体験館（管理棟）
- (2) 休憩所
- (3) 駐車場
- (4) その他目的達成のため必要な施設

(行為の制限)

**第3条** 散策の森において、次に掲げる行為をしようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、露店、興行その他これらに類する行為をしようとするとき。
- (2) 業として写真又は映画を撮影しようとするとき。
- (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをしようとするとき。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、前項の許可を与えることができる。

3 市長は、第1項の許可に散策の森の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

**第4条** 散策の森においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3条第1項の許可に係るもので市長が特に承認したものについては、この限りではない。

- (1) 施設又は附属設備を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 木材を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所において、たき火、野営、汚物の放棄又は自転車等の乗り入れ若しくは駐車をすること。
- (8) 危険のおそれがあると認められ、又は他人の迷惑となること。
- (9) その他散策の森の管理上支障があると認められること。

(利用の制限等)

**第5条** 市長は、散策の森の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は散策の森に関する工事その他市長がやむを得ないと認める場合においては、区域及び期間を定めて、散策の森の利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用の許可)

**第6条** 森林体験館の一部を専用して利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に散策の森の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料)

**第7条** 散策の森の使用料は、徴収しない。ただし、第3条第1項の許可を受けた者は、別表に定める使用料（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前項ただし書の使用料を減免することができる。

3 第1項ただし書の規定による使用料は、前納とする。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(権利の譲渡等の禁止)

**第8条** 第3条第1項又は第6条第1項の許可を受けた者（以下「行為者等」という。）は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消等)

**第9条** 市長は、次の各号の一に該当する場合は、行為若しくは利用（以下「行為等」という。）

の許可を取り消し、又はその行為等を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 行為者等が、偽りその他不正な手段により行為等の許可を受けたとき。
- (2) 行為者等が、許可の条件に違反したとき。
- (3) 行為者等が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(原状回復の義務)

**第10条** 行為者等は、行為等を終わったとき又はその許可の取消等をされたときは、当該利用に係る施設を直ちに原状に復さなければならない。

(賠償責任)

**第11条** 故意又は過失によつて施設に損害を加えた者は、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(業務の委託)

**第12条** 市長は、散策の森の業務の全部又は一部を他に委託することができる。

(規則への委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成8年4月29日から施行する。

#### 附 則 (平成9年3月31日条例第32号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の佐世保市烏帽子岳散策の森条例別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前までの使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成25年12月18日条例第103号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の別表の規定により既に納付すべきものとされている使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則 (令和元年9月3日条例第113号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料（施行日以後の使用について、施行日前に受ける許可に係る使用料を含む。）について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の際現に改正前の別表の規定により既に納付されている使用料については、なお従前の例による。

**別表（第7条関係）**

行為の場所	行為	利用時間又は単位	金額
森林体験館の学習室又は展示室	第3条第1項各号に掲げる行為	自 午前10時 至 正午	430円
		自 正午 至 午後4時	850円
森林体験館以外の場所	行商、露店、興行その他これらに類する行為	1人1日又は1平方メートル1日につき	210円
	業として写真又は映画を撮影すること。	1台1月につき	2,990円
	競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1平方メートル1日につき	50円

**備考**

- 1 使用料計算上、面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げる。
- 2 月額徴収のものについては、1月未満の端数は、15日以上は1月分、15日未満は半月分を徴収する。
- 3 森林体験館では、商行為、入場料その他これに類する収益を伴う利用の場合は、使用料の30割を加算する。